

知って得する!

## 法律コラム



弁護士 川田啓介

## 古い借金は払わなくても良い?

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に400社強の企業様と顧問契約を締結。(2024年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋寄番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com

こちらから企業法務サイトが  
ご覧になれます。

## 1. 古い借金の督促状が届いてしまったら

個人でも事業者でも、ずいぶん昔に借りたお金で、返済も連絡もなかった貸主から突然連絡が来たのでどうしたらいいのか、というご相談を多くいただきます。

今回は、破産でもないのに借金を払わなくていいかもしれない「消滅時効」についてお話しします。

## 2. 「消滅時効の援用」という選択肢

最後の返済から何年も借金を返していない場合、「消滅時効の援用」で、請求されている借金の支払い義務がなくなる可能性があります。

時効の援用は、法律で定められた期間が経過した後、請求をしている消費者金融などの相手方に対して「時効援用の意思表示」つまり、時効の権利を使いますよ、という意味を相手に伝える必要があります。

例えば消費者金融の場合、適用される法律の違いや法改正などはあるものの、最後の返済から5年を経過していれば「時効援用の意思表示」をすることで支払い義務がなくなることが通常です。

## 3. 時効に関する注意点

単に期間が経過したから、請求する権利が自動的に消滅するわけではなく、意思表示をして初めて、請求する権利が消滅するというルールになっています。

他にも、裁判の判決が確定していた場合や和解が成立していた場合には、確定や和解の成立から10年の経過までは時効期間が経過しないなど、複雑な法律上の決まりがあります。

さらに、気を付けなければいけない点として、「承認」という概念があります。

例えば、最後の支払いから8年経過しているけれども、実は最後の支払いから6年経過した段階で、消費者金融の担当者と電話をして「あと1か月支払いを待ってください!」などのやり取りをした場合、あるいは、わずかながら返済をしてしまった場合を考えてみましょう。

この場合には法律上の「承認」として、6年経過した時から新たに、法律上決められた5年や10年といった期間を経過するまで、時効期間が経過したとは言えなくなる可能性があります。

そのため、形式的には8年経過しているので、時効の援用ができるかと勘違いしがちなのですが、法律上時効の援用ができないという結論になります。

## 4. おわりに

時効の援用自体は、弁護士などの専門家に依頼しなくても、個人で行うことも可能です。

ただ、実際に時効の援用が可能な場合なのか、法律の要件は複雑なことも多いため、弁護士などの専門家に相談すると良いかもしれません。